

栄東まちづくり協議会・委員会議事録

日 時 平成 31 年 3 月 19 日（火）18:30～19:30

場 所 栄東まちづくり協議会会議室

出席者 辻本会長、田端副会長、萩野下副会長、林、野田（代理：尾崎）、酒井、
宮島、鳥原（代理：島田）、犬飼

監事 河田

傍聴人 8 人

● 定足数の確認

10 人中 9 人の出席で規約第 15 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立

● 議題及び報告事項（別添資料参照）

議題：

1. 会員が所属する団体等との契約の承認案件
2. 予算(案)の協議会新設街路灯の広告管理の仕組みの変更に伴う予算(案)の変更
3. その他

報告：

1. 道路公園部会(池田公園再整備ワークショップ)（2/19 開催）
2. まちづくりビジョン策定合同部会（2/26 開催）
3. にぎわい部会（2/26 開催）
4. まちづくりビジョン策定合同部会（3/13 開催）

● 議事要旨

議題：

- 1 会員が所属する団体等との契約の承認案件
（事務局説明）

- ・ 補助金で建てた街路灯で一定の果実が発生する広告枠の使用収益権を町内会に無償で渡すのではなく、町内会を協議会の受託者として、広告枠確保の労働の対価を出来高払いとし年度末に精算することには賛同する。但し、協議会の電気代負担については精算を契約書に記載し、協議会が過剰に電気代を支払うことがないように注意頂きたい。

なお、すでに実務が先行していて承認が遡りになることには苦言を呈したい。今日の議決を持って承認としたい。

→ 当初、町内会への使用収益権の譲渡で調整してきたが、今年度になって名古屋市との調整で、補助金で作られた資産からの収益を町内会との受委託で徴収委託するという形にしたこともあり、契約締結が遅れたことはお詫びする。また、電気代に関しても契約書に特約を設けて、協議会が過大に負担することがないようにします。

- ・ 監査の際、広告主と町内会がやり取りした書類の提出を求められる可能性がある。地域の皆さんに負担が増えるかもしれないが、協力頂きたい。

→ 精算の際に町内会と広告主の金銭の授受がわかるような資料は整えていきたい。

- ・ 質疑ではなく提案になるが、広告料金の設定を町内会に一任して頂けないのか。

→ 広告料の価格について、市場価格として妥当かどうかは正確ではない。電気代実費相当と広告枠の募集・管理における労働の対価として、今回の価格を

設定した。また、広告主の募集について苦戦している町内会もある。また、今回の整備路線は広告価値が高い路線。今後は低いところも整備していく。広告が付かない可能性もある。そこで皆さんと議論したのは、内照式の広告枠ではなく、後付けができるパネル式として最初からデザインし、広告主が付かない場合は広告枠なしというのも議論した。ということで、広告料は今後下押しとなり、電気代も賄えないこともありうる。そうした状況も踏まえて広告料を設定していきたい。

- ・ 広告主がつかない街路灯の電気代は協議会の持ち出しか。
→ 協議会の負担である。
- ・ 栄4・5丁目で既存の街路灯が300本以上ある。協議会に移管して、その広告はどうなるのか？
→ これも皆さんと議論して、新設の広告料は2面で2000円。では、既存はどうするか？500円も難しいという意見があった。これは、既存の街路灯が新設時に広告主に一定の負担をいただいているが、その後、広告料をもらっている町内会は一つもなかった。これを協議会に移管したからといって、これからは広告料をもらいますとはとても言えないので断念した経緯がある。
- ・ 街路灯広告の内容、契約について、部会での議論はあったのか。
→ 部会ではなく、契約の当事者となる町内会長の団体である栄東発展会で1年以上前から議論している。
- ・ 街路灯広告の場合、広告主の範囲は申請者の構成員に限られている。そのあたりは大丈夫か？
→ 中土木の担当者に確認に行きまして、新設の街路灯の旧広告主と新広告主を見せ、かつ募集対象は町内会やビル協会の会員などの地元、街路灯の地先の店舗、企業にお願いしていると説明し、問題ないと回答を得ています。

⇒ 原案どおり承認

2 予算(案)の協議会新設街路灯の広告管理の仕組みの変更に伴う予算(案)の変更 (原案どおり承認)

報告事項：

- 1 道路公園部会(池田公園再整備ワークショップ)
- 2 まちづくりビジョン策定合同部会
- 3 にぎわい部会